

仕様書（乗用草刈機修理）

1 基本事項

- (1) ブームモア（付属部品等含む）1式の取付け及び調整を行うこと。
- (2) 本体部（JOHN DEERE トラクター 6110M）に接続し、稼働できる状態にすること。
- (3) 本体部の搬出は、2027年（令和9年）2月1日からとする。
- (4) 納品部品は入札日現在の現行型とする。
- (5) 既存部品は処分せず、発注者の指定する場所に返却すること。

2 対象部分（別紙写真のとおり）

(1) 品目

ブームモア（付属部品等含む）

(2) 品質規格その他

ア 同条件

- ・カッターヘッド刈取幅1.20mから1.25mまでのもの。
- ・カッティングローターはワイヤーリモコン操作で正回転と逆回転の切り替えが可能であるもの。
- ・雑草や灌木を切断、粉碎できるもの。
- ・リーチ（ヘッドを水平に伸ばした時の、トラクター中心からヘッド先端までの距離）の最大値が4.9mから5.0mまでのもの。

イ 参考品：FERRIブームモアT500G カッターヘッドTI120

ウ 数量：1式

※参考品以外で入札に参加する場合は、2026年（令和8年）4月23日（木）までに、同等承認申請書（様式2）及び仕様等が確認できるカタログ等（写し可）を次の担当者へ持参し、承認を得ること。承認を得ていない場合は、入札に参加できない。

担当者：市民局神辺支所神辺建設産業課（福山市役所本庁舎3階）田邊

電話：084-962-5015

(3) 動作確認

ア 取付け部の緩みや不具合を確認し、運転に支障のない状態にすること。

イ 納入までに、発注者の立会のもと検査を実施すること。

3 車両の保管場所及び納入場所

神辺支所神辺建設産業課土砂仮置場（福山市神辺町大字川北1349番地）

4 作業手順

受注者は、乗用草刈機を保管場所から搬出し、受注者の施設等で修理作業を行う。

修理完了後、発注者と動作確認を行い、発注者の指定する場所に搬入すること。また、動作確認は履行期間末日の1週間前までに完了すること。

なお、業務の遂行にあたって、発注者及び受注者は、関係法令等を遵守するものとする。

5 履行期間

契約締結日～2027年（令和9年）3月31日

6 その他

- (1) 乗用草刈機の運搬は発注者の指示に従うこと。
- (2) 車両の状態を確認する場合は、入札日までに福山市（担当者：神辺建設産業課 田邊 電話 084-962-5015）へ連絡し、担当者の指示に従うこと。
- (3) 発注者又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償すること。
- (4) 疑義が生じた時は、その都度協議すること。

別紙写真：仕様書「2 対象部分」関係

